

第1編 復旧 復興の状況等

第1章 市民生活の安定、支援

1節 住宅の確保、再建支援

1. 住宅の被災状況

平成5年の住宅統計調査によれば市内の住宅総数は167,830戸であり、そのうち居住者のいる住宅は146,650戸である。

震災による全半壊数は合わせて6万世帯を超え、震災による住宅の滅失戸数は31,093戸（公費解体処理件数）である。居住者のいる住宅数を基準にすれば、震災による住宅の滅失率は全体で21.2%である。木造住宅の滅失戸数は27,341戸であり、滅失率にすれば41.3%にも達する甚大な被害を受けた。それに対し鉄骨、鉄筋などの非木造住宅の滅失率は4.7%であり地震に対する耐久力の差は歴然としている。

また、平成7年1月1日の市内の固定資産課税家屋の総棟数に占める滅失率は21.2%である。

構造別滅失状況

構造	総戸数	滅失戸数	滅失率
木造	66,210戸	27,341戸	41.3%
非木造	80,430	3,752	4.7
計	146,650	31,093	21.2
	総棟数	滅失棟数	滅失率
	91,274棟	19,317棟	21.2%

注：住宅の総戸数は167,830戸であるが、これには空家が含まれており、木造・非木造の区分ができないため、居住者のいる住宅数146,650戸を用いた。

1-1 市営住宅等の被災状況

市営住宅、公社住宅、改良住宅、計7,361戸が被害を受けた。その数は全管理戸数7,425戸の99%に達した。

特に市営住宅では上ヶ原四番町団地1棟（30戸）、上ヶ原七番町団地2棟（112戸）、上ヶ原八番町団地1棟（30戸）の計4棟172戸が修復不可能となり再建設することとなったほか、改良住宅24A号棟、青木住宅では傾斜修正工事が必要となった。

震災後、直ちに全団地の被害調査を行い、災害復旧の国庫補助事業の認定を受け、団地ごとの被害額の査定を受けた。復旧工事は生活に最も影響のあるライフラインの被害の回復からはじめ、軽微な工事は平成7年夏ごろにほぼ完了し、再建設工事、基礎補強工事、傾斜修正工事などは平成8年度末に完了した。

復旧費

（単位：千円）

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H6	1,145,787	377,232	101,100		667,455
H7	9,024,218	6,259,819	2,353,700	385,608	25,091
H8	3,112,228	2,129,130	843,700	117,420	21,978
計	13,282,233	8,766,181	3,298,500	503,028	714,524

1-2 住宅復興3カ年計画と進捗状況

震災で失われた大量の住宅の早期回復を目的として、平成7年7月に「西宮市住宅復興3カ年計画」を策定した。この計画では災害公営住宅をはじめ、市街地再開発事業などによる再開発系住宅、中堅所得者のための特定優良賃貸住宅、公団公社住宅を含め公的住宅の計画戸数を10,800戸と定めるとともに、民間住宅の再建支援策、まちづくり支援策、開発指導要綱の緩和などを定めた。

公的住宅の計画戸数10,800戸に対し、供給戸数は7,522戸となった。このうち災害公営住宅及び

再開発系住宅は、計画戸数を 266 戸上回り、低廉な住宅供給の確保に努めた。

一方、特定優良賃貸住宅等の中堅所得者層向けの公的住宅については、民間賃貸住宅が大量供給され、それとの競合を避ける必要から供給戸数は計画を下回らざるをえなかった

年度別供給状況一覧

(単位：戸)

住宅種別	H7	H8	H9	H10	H11	合計	計画目標数
災害公営住宅	124	505	562	682		1,873	2,500
市		143	571			714	
県							
再開発系住宅		30	431	152	166	779	600
災害準公営住宅		47	228	209		484	1,300
(特定優良賃貸住宅)		187	595	367	242	1,391	2,000
市							
県							
公団・公社住宅	148	232	552	913	436	2,281	4,400
公的住宅 計	272	1,144	2,939	2,323	844	7,522	10,800

注. 災害公営・再開発系住宅の中には住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が建設した住宅の借上・買取制度を適用したものを含む。

2. 公的賃貸住宅の建設

2-1 災害公営住宅等の確保

(1) 型別供給

従来、市営住宅を建設する場合、同じ棟では間取りはすべて同じものとするのが原則であったが、災害公営住宅、再開発系住宅については世帯人員構成に応じた住宅の供給を図るため、1つの棟の中に多様な間取りを取り入れて型別供給を行った。これは、応急仮設住宅入居者には単身世帯、2人世帯が多く、その実態に即した供給が求められ、限られた用地を効率的に活用し戸数の増を図ることが必要であったためである。

型別供給戸数

(単位：戸)

種 別	1DK	2DK	3DK・3LDK	計
市 営 住 宅	454	712	707	1,873
県 営 住 宅	128	119	467	714
再開発系住宅	139	301	339	779
計	721	1,132	1,513	3,366

(2) バリアフリー設計とシルバーハウジング

災害公営住宅等は、市営・県営などあわせて3,366戸すべてを、障害のある人や高齢者が安全、快適に生活できるよう床の段差をなくし、トイレ等に手すりを設置するバリアフリー設計としている。さらに、そのうち、市営住宅168戸、県営住宅128戸については、福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システム、ライフサポートアドバイザーを配置している。これは、市内の市営住宅としてははじめての取り組みとなるものである。

(3) 事業費

公営住宅の市建設は震災前では年100戸程度であったところ、震災による災害公営住宅の供給は3年間で1,873戸であり震災前の6倍を超える戸数となる。

災害公営住宅（市建設、供給分）事業費

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	11,867,792	829,197		10,928,363	35,245	74,987
H 8	10,242,826	4,302,825		5,437,500	70,491	432,010
H 9	9,716,096	8,041,722		1,367,400	52,658	254,316
H10	4,199,761	2,708,482		879,000	198,696	413,583
計	36,026,475	15,882,226	0	18,612,263	357,090	1,174,896

（４）募集

公的住宅募集状況

（単位：戸）

募 集 時 期	市営住宅	県営住宅	公団住宅	公社住宅	合 計
H 7. 8 (暫定募集)	165				165
H 7.10 (第1次募集)	280	202	326	30	838
H 8. 7 (第2次募集)	190	112	655	30	987
H 9. 2 (第3次募集)	938	53	583	30	1,604
H 9. 9 (第4次募集)	760	702	721	30	2,213
H10. 4			240		240
H11. 4		209			209
H11. 5	203				203
H11.10		227		24	251
H11.11	136				136
H12. 4		139			139
H12. 5	131				131
計	2,803	1,644	2,525	144	7,116

（５）家賃

震災で家財等の資産が消滅し、家賃負担能力が著しく低下した被災者が恒久住宅へ円滑に移行し、生活再建できることが必要である。このため、入居者が無理なく負担できる家賃とするために収入、住宅の規模、立地など新公営住宅法による応能応益家賃の考えから現行家賃を減額することとし低所得者には5年間一層の家賃低減を行うこととした。具体的には、1DKで6,000円台まで減額することとした。

この制度は、災害公営住宅の供給開始から5年間とし、最も早いものは、平成13年9月でうち切られることとなっていた。しかし、全国的な景気低迷による雇用情勢は依然厳しく、特に被災地においてはより深刻なことから、被災者の生活再建にはほど遠いのが現状である。

このことから、県及び被災各市町とともに助成期間の延長、制度の充実について要望を行ってきた結果、現行制度の基準を見直した上でさらに5年間期間を延長する方針が決まった。

減免後の家賃表（新築住宅）

入居者の収入及び住宅の規模・立地に応じて、それぞれ下欄に定める額に減免する。

（単位：円）

年間総収入金額				1DK	2DK	3DK	3LDK
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	45㎡未満	45～60㎡	60～70㎡	70㎡以上
0 ～ 890,000	0 ～ 1,270,000	0 ～ 1,667,999	0 ～ 2,231,999	6,600	8,300	10,800	12,500
890,001 ～ 1,130,000	1,270,001 ～ 1,510,000	1,668,000 ～ 2,031,999	2,232,000 ～ 2,571,999	11,100	13,900	18,000	20,800
1,130,001 ～ 1,370,000	1,510,001 ～ 1,831,999	2,032,000 ～ 2,371,999	2,572,000 ～ 2,915,999	15,500	19,400	25,200	29,100

年間総収入金額				1DK	2DK	3DK	3LDK
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	45㎡未満	45～60㎡	60～70㎡	70㎡以上
1,370,001 ～ 1,610,000	1,832,000 ～ 2,171,999	2,372,000 ～ 2,715,999	2,916,000 ～ 3,259,999	19,900	25,000	32,400	37,500
1,610,001 ～ 2,367,999	2,172,000 ～ 2,911,999	2,716,000 ～ 3,451,999	3,260,000 ～ 3,947,999	22,200	27,800	36,100	41,700
2,368,000 ～ 2,883,999	2,912,000 ～ 3,423,999	3,452,000 ～ 3,923,999	3,948,000 ～ 4,395,999	27,000	33,700	43,800	50,600
2,884,000 ～ 3,311,999	3,424,000 ～ 3,823,999	3,924,000 ～ 4,295,999	4,396,000 ～ 4,771,999	31,900	39,900	51,800	59,800
3,312,000 ～ 3,675,999	3,824,000 ～ 4,151,999	4,296,000 ～ 4,627,999	4,772,000 ～ 5,103,999	36,800	46,000	59,800	69,000

注. 山口町を除く全市

※給与所得で所得のある者が1人で特別控除対象者がいない世帯の場合

※現行制度（当初の5年間の対象）による

(6) 管理

災害公営住宅や再開発系住宅の大量供給により、市営住宅管理戸数は平成12年3月末には9,964戸となった。市営住宅の管理は、従来は事業部門別になされており、管理内容、方法も事業ごとに異なっていたところを、平成12年度より、供給のあり方や高齢者への対応なども含め、管理の一元化など管理体制の見直しを図った。

(7) 災害公営住宅等供給一覧

(平成12年3月末現在)

事業主体	団地名称	供給戸数	供給時期	備考
災害公営住宅 (市営)	シティハイツ西宮北口	124	H 7. 10	借上げ
	岡田山	65	H 8. 8	
	樋ノ口町2丁目	155	H 8. 8	
	上ヶ原三番町	12	H 8. 10	
	山口町	24	H 9. 2	
	小松北町1丁目	77	H 9. 3	
	西宮浜4丁目	349	H10. 3	買取り
	高須町1丁目	400	H10. 4	
	甲子園口6丁目	282	H11. 3	
	ルゼフィールド 武庫川第2五番街	102	H10. 3	借上げ
	ルゼフィールド 南甲子園	59	H10. 1	借上げ
	ルゼフィールド 西宮丸橋町	52	H10. 3	借上げ
	上ヶ原四番町(再建設)	30	H 9. 3	
	上ヶ原七番町(再建設)	112	H 9. 3	
	上ヶ原八番町(再建設)	30	H 9. 3	
小計		1,873		
災害公営住宅 (県営)	西宮北口高層	143	H 9. 4	
	西宮樋ノ口町鉄筋	21	H 9. 7	
	西宮浜高層	550	H10. 4	買取り
小計		714		

事業主体	団地名称	供給戸数	供給時期	備考
再開発系 住宅	ルネシティ西宮津門	110	H 9.11	借上げ
	高畑町	200	H10. 3	
	薬師町	55	H10. 3	
	弓場町第1	36	H 9.10	
	弓場町第2	30	H11. 3	
	神明1号館	30	H 9. 6	
	神明2号館	152	H10.12	
	神明3号館	30	H10. 3	
	津田町	67	H11.11	
	中殿町	69	H11. 9	
小計		779		

注. 借上げ・買取りはいずれも住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）建設住宅を借上げ、買取りしたもの

2-2 特定優良賃貸住宅の供給

特定優良賃貸住宅は、住宅復興3ヶ年計画で災害復興準公営住宅として位置づけられ、主として中堅所得者層に対して良質な賃貸住宅を供給するために、国の特定優良賃貸住宅供給促進事業等を活用して供給されるもので、民間の土地所有者等の協力を得て、西宮タイアップ住宅（西宮市）20団地（484戸）、兵庫県民住宅（兵庫県）51団地（1,391戸）、合計71団地（1,875戸）を供給した。

入居募集に際しては住宅を失った被災者に対し優先入居を行った。また被災者に対しては通常制度による家賃補助に加え平成8年度～11年度まで家賃補助の増額を行った。

建設補助及び家賃補助の総計

（単位：千円）

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	32,370	16,185				16,185
H 8	202,027	98,947				103,080
H 9	1,137,693	544,829				592,864
H 10	268,437	131,538				136,899
H 11	263,414	127,312				136,102
H 12	236,682	112,581				124,101
H 13	209,586	100,866				108,720
H 14	192,286	91,866				100,420
H 15	175,106	85,019				90,087
計	2,717,601	1,309,143	0	0	0	1,408,458

3. 民間住宅の復興支援

3-1 融資制度

災害公営住宅などの供給のほかに、被災した民間住宅の復興を支援するため、平成7年3月に西宮市個人住宅資金融資あっせん特例制度をスタートし、その後、融資限度額の引き上げ、利率の引き下げ、バリアフリー住宅などへの割増融資の実施など制度の改善を行ってきた。

また、受付期限についても、当初、平成10年3月31日までとしていたものを、延長を重ね平成14年3月31日までとした。

このほか、被災した住宅を補修、増改築する場合を対象とする西宮市住宅整備資金融資あっせん特例制度も平成7年3月に実施を始め、平成7年10月には被災者用の賃貸住宅の建設促進と入居支援を図る西宮市民間賃貸住宅資金融資あっせん制度、被災学生用の賃貸住宅の復旧支援を図る西宮市被災

学生用住宅再建支援融資あっせん制度を各々開始した。

加えて、平成9年5月には住宅ローンの利用が困難な高齢者の自己の不動産の担保力を前提とした住宅の再建を支援する、西宮市高齢者住宅資金融資あっせん特別制度を始めるなど相次いで制度を創設し、民間住宅の再建支援を図ってきた。

制度名	融資等要件	融資等限度額	返済期間	融資等利率
住宅金融公庫 災害復興住宅 融資	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの建設、購入 申込期間(H7.5.1~14.3.31)	非木造 1,160万円 木造 1,100万円	35年以内	1.70%
	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの補修 申込期間(H7.5.1~14.3.31)	非木造 640万円 木造 590万円	20年以内	1.70%
	被災地域において新たな被災者向けファミリー賃貸住宅の建設 申込期間(H7.5.1~14.3.31)	非木造 1,160万円/戸	35年以内	1.70%
	被災地域において新たな学生向け独身世帯用賃貸住宅の建設 申込期間(H7.5.1~14.3.31)	非木造 1,160万円/戸	35年以内	1.70%
ひょうご県民 住宅復興ロー ン	被災し兵庫県内で住宅を建設または購入、もしくは県内の持家の補修 申込期間(H7.5.1~14.3.31)	800万円	25年以内	1.70%
西宮市個人住 宅資金融資あ っせん特例	被災者が市内で自ら居住する住宅を建設または購入 申込期間(H7.3.15~14.3.31)	1,500万円	25年以内	2.90%
西宮市住宅整 備資金融資あ っせん特例	被災者が市内の自ら居住する住宅を補修、増改築 申込期間(H7.3.15~14.3.31)	600万円	10年以内	2.50%
西宮市民間賃 貸住宅資金融 資あっせん	市内で被災者用賃貸住宅を建設 申込期間(H7.10.1~10.3.31)	1億円 (800万円/戸)	25年以内	3.00%
西宮市被災学 生用住宅再建 支援融資あ っせん	市内で被災学生用の賃貸住宅を建設 申込期間(H7.10.1~10.3.31)	1億円 (300万円/戸)	25年以内	3.00%
西宮市高齢者 住宅資金融資 あっせん特別 制度	65歳以上の被災者が自己の不動産の処分を前提に住宅を再建 申込期間(H9.5.12~14.3.31)	1,500万円	25年以内	3.50%
住宅資金等貸 付	同和地区の被災者が住宅を新築、宅地取得、住宅改修 申込期間(H7.4.1~9.3.31)	住宅新築 990万円 宅地取得 730万円 住宅改修 490万円	25年以内	3.30%

注. 融資限度額、融資利率などは平成13年3月1日現在
平成13年度の窓口受付期間は平成14年3月29日まで(以下同)

3-2 利子補給等

(1) 利子補給等の制度

被災住宅の復興に対する利子補給制度については、阪神・淡路大震災復興基金の事業として平成7年7月に受付を開始し、その後対象範囲が拡大された。

被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、住宅を再建した場合に、基金で支援する高齢者住宅再建支援事業補助制度を、平成10年2月から実施し、平成14年3月31日まで受付期間が延長されている。

(2) 家賃補助制度

阪神・淡路大震災復興基金を実施主体とし、県下各市町が窓口となっている民間賃貸住宅家賃負担軽減事業は、震災によって住宅を失った被災者が民間賃貸住宅に入居した場合に家賃の初期負担の軽減を目的として、平成8年10月に事業を始めたもので、当初平成11年度までの4年間の家賃補助を行なう予定で開始した。

その後、面積要件及び設備要件を撤廃し、県外の民間賃貸住宅も補助対象に加え、補助額も年次的に減額するところを平成11年度末までは月額30,000円を限度として一定とし、補助の受付期間を平成11年度末まで、補助期間も平成12年度末まで各々延長を行なった。

また、平成12年4月には補助金の額について月額20,000円を限度に拡充するとともに補助期間を1年間延長し、平成13年度は月額10,000円を限度として補助することとなった。

なお、平成14年度以降については、一定以下の所得の世帯を対象に、補助額を月額10,000円を限度として平成17年度までの4年間の延長を行う予定である。

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
被災者住宅再建購入支援事業補助 県市単独住宅融資利子補給 申込期間(H7.7.1~H14.3.31)	被災者向けの住宅資金融資を受け新たに住宅を再建購入する被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、県・市1.65%民間1.925%以内) 面的整備事業等区域内は6~10年間もあり
被災マンション建替支援利子補給 申込期間(H7.7.1~H14.3.31)	住宅金融公庫(以下「公庫」という)の災害復興資金融資等を受け被災した分譲マンションを再建する場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、民間1.925%以内) 6~10年間(公庫等1%、民間0.5%)
大規模住宅補修利子補給 申込期間(H8.10.1~H12.3.31)	大規模住宅補修を受けるため、被災者向け住宅融資を500万円以上借入れた場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、県・市1.65%以内、民間1.925%以内)
被災マンション共用部分補修支援利子補給 申込期間(H7.12.1~H12.3.31)	公庫の災害復興住宅資金融資(借入額が100万円/戸以上のものに限る)を受け、被災分譲マンションの共用部分の補修を行う管理組合等に対し利子補給	融資残高(限度額830万円/戸)に対し、当初5年間2.5%以内、6~10年1%
被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 申込期間(H7.11.1~H12.3.31)	公庫から建設資金を受け、被災地域において新たに被災者向けファミリー賃貸住宅を供給する事業者に対し利子補給	融資残高(限度額有)に対し5年間1%
住宅債務償還特別対策助成事業(二重ローン対策事業) 申込期間(H7.12.1~H14.3.31)	被災時に住宅ローンの未償還残高があり再建のため新たにローンを利用した人で一定の条件を満たす場合	ローンの残高に対し5年間(新規住宅ローン残高の3%又は既存住宅ローンの残高に年収による区分に定める額のいずれか低い額)

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
高齢者特別融資利子補給 申込期間(H9. 2. 1～H14. 3. 31)	高齢者向け特別融資(不動産活用型)を受け住宅を再建した被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し10年間 3.0%
高齢者住宅再建支援事業 申込期間(H10. 2. 1～H14. 3. 31)	被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、自らが居住するための住宅を建設・購入または大規模な補修を行った場合補助する	建設・購入 57万円が限度 補修 29万円が限度
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 申込期間(H8. 10. 1～H12. 3. 31)	震災で住宅を滅失した被災者が民間賃貸住宅等に入居した場合の家賃を軽減する。収入制限あり。	限度額(月額) 平成11年度まで 3万円 平成12年度 2万円 平成13年度 1万円 ※補助期間について延長予定
民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度(西宮市) 申込期間(H7. 10. 1～H10. 3. 31)	・利子補給 被災した高齢者等が入居した場合、所有者に利子補給する ・家賃助成 被災した低所得者が入居した場合、家賃助成をする	・利子補給 融資残高に対し5年間2% ・家賃助成 初年度3万円(2年目以降10%ずつ減少)10年間

3-3 市の住宅再建資金融資あっせん等の実行件数

上記制度のうち市の制度(市が受付し阪神・淡路大震災復興基金に経由したものを含む)の実行件数は表のとおりである。

年度別実行件数

(単位:千円)

制度 年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	計
個人住宅資金融資(特例)	11件 141,000	971件 11,243,000	1,436件 18,040,000	1,030件 13,700,700	463件 5,662,000	212件 2,631,200	4,123件 51,417,900
住宅整備資金融資(特例)		638件 2,594,240	109件 454,100	44件 206,500	7件 31,000	0件 0	798件 3,285,840
民間賃貸住宅資金融資		6件 36戸 260,000	8件 33戸 242,200	10件 57戸 406,000	1件 2戸 16,000	— —	25件 128戸 924,200
被災学生用住宅再建支援融資		1件 10戸 30,000	2件 17戸 61,000	2件 27戸 81,000	0 0	— —	5件 54戸 162,000
高齢者住宅資金融資				3件 31,000	3件 45,000	1件 10,000	7件 86,000
高齢者住宅再建支援事業				建設・購入 549件 補修 183件 計 732件	建設・購入 513件 補修 222件 計 735件	建設・購入 216件 補修 82件 計 298件	建設・購入 1,278件 補修 487件 計 1,765件
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業			市内1,230件 県外 0件 計 1,230件	市内1,110件 県外 378件 計 1,488件	市内 710件 県外 156件 計 866件	市内 357件 県外 84件 計 441件	市内3,407件 県外 618件 計 4,025件
住宅資金等貸付		新築 26件 宅地取得 2件 住宅改修14件	新築 12件 宅地取得 0件 住宅改修 0件				新築 38件 宅地取得 2件 住宅改修14件

市融資関係事業費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	1,631,842	79,705		238,900		1,313,237
H 8	1,894,606	29,807		89,300		1,775,499
H 9	1,981,900					1,981,900
H10	2,003,500					2,003,500
H11	1,821,900					1,821,900
計	9,333,748	109,512	0	328,200	0	8,896,036

3-4 開発事業に関する指導要綱等の規制緩和

阪神・淡路大震災によって、生活の基盤となる住宅に甚大な被害がもたらされた。住宅の復興が緊急課題であることから、公営住宅の建設を進めるとともに民間住宅の供給を促進し、まちの活性化を図る措置が必要となった。

このため、開発事業に関する指導要綱、小規模住宅等指導要綱の規制を緩和することとし、平成7年8月1日から次のとおり両要綱の規定を改正した。

開発事業に関する指導要綱においては、公営住宅並びに住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が行う住宅建築（民営賃貸用特定分譲住宅制度によるものを除く。）及び兵庫県住宅供給公社が行う住宅の建築については、適用を排し、また、開発整備協力金及び集合住宅の建築戸数規制を廃止した。さらに、公園・緑地の整備基準についても公園提供を必要とする面積基準を引き上げるなど見直しを行った。

小規模住宅等指導要綱においては、集合住宅及び長屋住宅に係る建築戸数制限を廃止した。

3-5 西宮・復興住宅メッセ

狭小または未接道敷地での住宅再建のほか、耐震・耐火などに優れた住宅の新築、建替え、協調化・共同化建替え、アパートの再建、土地活用など市民の住宅復興を支援するため、兵庫県西宮総合住宅相談所と協力し、住まいづくりからまちづくりまでの総合的な住宅情報拠点として、平成7年12月に西宮北口駅近傍に西宮・復興住宅メッセを開設し平成10年3月まで業務を行った。当メッセは、相談から設計、施工、完成までを、協賛企業（8社+4JV）の協力のもとに行い、西宮市、阪急電鉄（会場敷地及びメッセ建物所有）及びコンサルタントの3者で構成された西宮・復興住宅メッセ運営委員会によって運営され、この運営費は本市からの委託業務費（会場借上げ費に充当）のほか、協賛企業からの参加一時金及び運営協賛金によった。

来場者… 2,928組（月平均104組）

来場目的別内訳	
融 資 相 談	1,174 組
戸 建 住 宅	1,039
モデルハウス見学	291
土地活用・集合住宅	70
そ の 他	354

実績

	建築相談件数	計画案提出件数	見積依頼件数	契約成立件数
戸建住宅	229 件	128 件	38 件	10 件
土地活用・集合住宅	70	35	15	5
西宮HOPE住宅モデルハウスの建設・展示 (展示期間：H9.3.20～H9.12.26 展示場所：安井町4-37)				

3-6 民間住宅の建設状況

震災から平成12年3月31日までの建築確認戸数は51,950戸であり、震災による市内の住宅減失戸数を2万戸上回っている。この数は市内の震災前の建築確認戸数の年平均4,000戸に比べ2.5倍に達する。

建築確認戸数を年度別に見ると、専用住宅は震災から平成8年3月31日までで7,212戸、そのうち申請手数料を減免された被災分は5,657戸で、全体の78%を占めていたが、平成8年度では前年の半分以下(6,754戸から3,024戸)であり、特に被災分については4分の1以下(5,404戸から1,214戸)となり戸建住宅の再建の速さを物語っているといえる。平成15年度では、平成7年度の27%(6,754戸から1,835戸)、被災分については1%未満(5,404戸から2戸)と平成7年度をピークに大きく減少した。

一方、共同住宅・長屋では、震災から平成8年3月31日までの建築確認戸数は10,780戸に達し、そのうち被災分は、4,354戸で40%にすぎない。また、平成8年度には前年度を上回る11,219戸(うち被災2,889戸、26%)に達したが、共同住宅・長屋についても専用住宅と同様に平成8年度をピークに大きく減少した。

震災後の5年間の建築確認戸数全体では、専用住宅15,869戸(うち被災8,076戸、51%)、共同長屋住宅35,504戸(うち被災8,002戸、23%)となり、専用住宅は被災住宅の再建が中心であったが、共同住宅・長屋では被災以外の新築マンションの大量供給となっていて、新築マンションの大量供給の傾向は、現在も続いている。

平成12年以降については、震災による影響は、ほとんど見られなくなっている。

建築確認申請に基づく住宅建設予定戸数(地震から平成16年3月末現在) (単位:戸)

年度	専用住宅		併用住宅		共同・長屋		計		うち、賃貸 マンション戸数
	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	
H 6	458	253	21	15	333	67	812	335	288
H 7	6,754	5,404	285	237	10,397	4,287	17,436	9,928	7,144
H 8	3,024	1,214	127	64	11,219	2,889	14,370	4,167	5,101
H 9	2,009	480	88	38	6,409	419	8,506	937	3,288
H10	1,826	407	38	10	2,830	251	4,694	668	1,375
H11	1,802	313	20	5	4,525	92	6,347	410	1,623
H12	1,849	62	24	3	3,585	148	5,458	213	1,537
H13	1,586	9	31	1	3,251	3	4,868	13	926
H14	1,682	3	26	0	2,150	0	3,858	3	1,038
H15	1,835	2	31	1	3,416	10	5,282	13	729
計	22,825	8,147	691	374	48,115	8,166	71,631	16,687	23,049

2節 福祉・保健・医療の充実

1. 福祉・医療施設の被災状況

(1) 福祉施設の被災状況

施設等名称		主な損壊箇所・被災状況
高齢者福祉施設	養護老人ホーム寿園	園庭・駐車場の地盤陥没、受水槽・冷暖房設備等損壊他
	軽費老人ホーム雅楽荘	外壁クラック、食堂内壁破損・床沈下、風呂ボイラー等破損
	鳴尾老人福祉センター	ネットフェンス・門扉・空調設備破損他
障害者・児福祉施設	知的障害児通園施設 北山学園	入口・玄関陥没、療育棟犬走り陥没他
	身体障害者福祉センター (A型)	外構タイルクラック、地盤沈下に伴う排水設備損傷他
	知的障害者通所更生施設 いずみ園	壁タイル欠損、建具破損等
	知的障害者小規模作業所 すずかけ第3作業所	水道管破損
児童福祉施設	鳴尾東保育所	液状化現象による一部沈下、外壁等亀裂、備品倒壊他
	その他保育所	外壁等亀裂、給排水管破損、備品倒壊他
	児童館	玄関扉等破損(鳴尾)、玄関階段踊場破損(浜脇)
	児童センター	エアコン倒壊(大社)、外構破損(高須)、倉庫扉破損(塩瀬)
	大社育成センター	建物傾斜、外構破損(全壊)
	その他育成センター	漏水(樋ノ口・平木)、階段破損(北夙川)

(2) 医療機関の被災状況

① 市内の医療機関

区分	被災時の医療機関の状況		被災した医療機関の数		被災により入院機能停止となった病院の病床数
	施設数	病床数	全壊	半壊	
公的病院	2	706	0	0	0
民間病院	20	4,497	1	3	116
一般診療所	354	—	27	58	—
歯科診療所	217	—	1	23	—

② 中央病院

震災直後に電気、ガス、水道等のライフラインが途絶し、入院患者と次々に運び込まれる多くの救急患者の対応で大混乱を呈した。しかし、被災当日に入院していた患者 204 人は当直の医師 3 人、看護婦 15 人など 22 人の当直職員と、急ぎ駆け付けた医師らによる適切な処置により死者・負傷者等の人的被害はなかった。

建物は、各階の壁すべてにクラックが走り、随所で壁の崩落や床の亀裂、窓ガラスの破損を生じた。院内の棚、保管庫はほとんど倒れ、手術室、外来診察室でも診療器具が破損散乱した。また、中央処置室、MRI 棟では一部地盤が陥没したため配管類も損傷した。

設備面では、エレベーター 3 基が使用不能になり、カルテ等保管用スタックランナー等が倒壊により損傷したが、MRI、CT 等医療機器に被害はなかった。

震災で被災したライフラインのうち、電気は1月17日の午前9時30分に復旧、ガスも1月中に回復し、高架水槽、給排水管等の応急復旧工事により水道も2月3日に回復し、ライフラインは完全復旧した。

これにより、院内の各配管類の点検を行い、2月3日から給水、給湯も再開、また2月9日から手術室も使用可能になり、病院機能が回復し平常どおりの診療態勢が整った。

建物、設備面の修理・復旧は、平成6年度にエレベーター3基の復旧及びカルテ保管用スタックランナー等の修理、中央処置室及びMR1棟の地盤陥没箇所の補修、高架水槽の取替工事を、平成7年度に建物損傷部分の壁、床等の補修及び塗装替え等の復旧工事を完了した。

なお、高架水槽取替工事、一般空調系統他冷温水管更生工事、建物損傷部分の壁や床の亀裂補修は、「阪神淡路大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律」の対象事業として、国の災害復旧事業の採択を受け実施した。

震災時における救急患者の受け入れ (単位：人)

年 月 日	救急患者数	うち入院患者数
H7.1.17 ~ 1.31	2,422	178
2. 1 ~ 2.28	995	148
3. 1 ~ 3.38	1,171	104
計	4,588	430

復旧事業費 (単位：千円)

内 容	事業費	企業債	国庫補助金	一般財源
平成6年度 高架水槽取替、エレベーター復旧工事等	38,315	4,600	17,281	16,434
平成7年度 建物内部壁、床等復旧工事等	168,251	35,200	102,584	30,467
合 計	206,566	39,800	119,865	46,901

復旧事業費 (単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	38,315	17,281		4,600		16,434
H 7	168,251	102,584		35,200		30,467
計	206,566	119,865	0	39,800	0	46,901

2. 福祉ニーズへの対応

2-1 地域福祉活動の推進

震災発生直後から、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得ながら、ホームヘルパー派遣世帯、訪問指導対象者などの福祉サービス受給者、福祉施設および入所者、高齢者、障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。また、車イスの緊急貸出、入浴サービスなどの日常生活への援助、緊急ショートステイの実施、病院への移送・入院、ホームヘルパーの派遣、在宅の要援護者に対する生活物資の配布などの支援活動を実施した。

震災を契機として、互いに支え合い、助け合うコミュニティの重要性が認識され、近隣住民および自治会や婦人会・老人クラブなどの地域諸団体の見守りや助け合いなど、日常のコミュニティ活動がますます重要となってきた。

また、何らかの援助を必要とする人たちが、仮設住宅から災害復興住宅への転居や自宅の再建など

により新しい地域社会で自立した生活を営むには、公的なサービスとともに、地域での見守りや助け合いなどの福祉活動による支援が重要である。

さらに、地域住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、それぞれ個性のある地域に根ざした地域福祉の形成を推進していく。

(1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査（実施期間 平成7年3月1日～15日）

平成7年3月に、在宅の高齢者・障害のある人の生活状況の把握と適切な対応を図るため、社会福祉協議会と福祉局が連携し、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得て、重度障害者 3,944名、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等 5,076名の生活状況調査を実施した。

緊急対策を必要とするケースに対しては早急に対応を図るとともに、可能な範囲でボランティア派遣的サービスや情報の提供等を行った。調査した対象者の中で高齢者 36件、障害のある人 36件、合計 72件に緊急対応が必要であった。他方、緊急度のやや低いケース、継続的な見守りが必要なケースは、高齢者 262件、障害のある人 322件の計 584件であった。特に、高齢者 262件のうち、184件がひとり暮らしの世帯であった。

(単位：人、%)

区分	対象人員	家族			介護者			居住状況							
		有	独居	空	有	無	空	自宅	避難所	施設	知人親戚	病院	仮設	その他	空
高齢者	5,076	14.0	54.8	31.3	17.7	26.3	56.0	54.6	2.2	0.8	16.8	4.0	0.5	3.9	17.1
重度障害者	3,944	68.0	6.7	25.3	53.8	12.1	34.2	61.2	1.6	1.3	8.0	8.7	0.7	4.0	14.5

区分	対象人員	困りごと						身体状況				ボランティアの援助			緊急	要介護
		住宅	経済	レイン	ケガ病気	マンパワー	その他	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	空	有	無	空	有	有
高齢者	5,076	4.3	1.3	2.9	5.2	3.2	3.2	45.6	10.9	3.9	39.6	4.8	42.7	52.5	0.7	5.2
重度障害者	3,944	3.6	1.7	3.6	3.2	4.6	6.3	47.1	12.7	5.1	35.2	4.9	46.7	48.4	0.9	8.2

(2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業

地域型応急仮設住宅9棟に介護員や看護婦などを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人に、身体介助サービスの提供や生活相談に応じるなど生活の支援を行った。ピーク時 143人が入居していたが、自宅再建や災害公営住宅への入居などで平成10年7月10日には全員が退去し、事業を終了した。

同事業の実施により、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人の安否の確認ならびに孤独の解消などの成果があった。

地域型応急仮設住宅一覧表

場 所	開 所 日	入居可能戸数
川 添 町	H 7. 6. 1	6 戸
学文殿町2丁目	7. 6. 1	12
上 田 西 町	7. 6. 10	19
甲子園浦風町	7. 6. 10	19
東 町 2 丁 目	7. 6. 10	19
羽 衣 町	7. 6. 10	23
甲子園7番町	7. 7. 1	19
北 口 町	7. 7. 1	23
松 生 町	7. 11. 10	23
計		163 戸

(3) ふれあいセンターの設置

ふれあい交流を通じ、高齢者等の心身のケアを行い、自立支援及びコミュニティ形成の場等を提供するため、ふれあいセンターを50戸以上の応急仮設住宅建設地に設置した。

ふれあいセンターは、12カ所設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員はじめ地域団体、仮設住宅入居者により構成された管理運営委員会が管理運営を行い、仮設住宅入居者のコミュニティ活動に利用された。

平成10年10月1日からは、仮設住宅解消計画及び仮設住宅入居者の災害復興住宅への転居状況や実際の入居状況等の整合性を図り、又、各ふれあいセンター管理運営委員会とも十分協議しつつ、ふれあいセンターを閉所していった。

ふれあいセンター一覧

名 称	所 在 地	開所日	閉所日
瓦林ふれあいセンター	西宮市上甲子園3丁目7	H 7. 8. 16	H11. 6. 30
枝川Aふれあいセンター	" 枝川町20	H 7. 8. 27	H11. 6. 30
枝川Bふれあいセンター	" 枝川町20	H 7. 8. 27	H11. 3. 31
名塩ふれあいセンター	" 東山台3丁目44	H 7. 9. 10	H11. 3. 31
鳴尾浜ふれあいセンター	" 鳴尾浜1丁目5	H 7. 9. 16	H11. 3. 31
西宮浜ふれあいセンター	" 西宮浜3丁目浜	H 7. 9. 24	H11. 6. 30
河原町ふれあいセンター	" 河原町57	H 7. 10. 18	H11. 6. 30
高須町ふれあいセンター	" 高須町2丁目1	H 8. 1. 29	H11. 3. 31
川添町ふれあいセンター	" 川添町6	H 8. 10. 16	H11. 3. 15
芦原地区ふれあいセンター	" 神祇官町2-3	H 9. 1. 9	H11. 6. 30
高畑町ふれあいセンター	" 高畑町2-69	H 9. 7. 7	H11. 1. 22
能登町ふれあいセンター	" 能登町14-16	H 9. 8. 1	H11. 3. 15

(4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進

震災発生時、民生委員・児童委員は、高齢者や障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。震災時の友愛訪問や見守り活動の件数は、前年度の6万件に比べ、9万7千件と3万件以上増加した。

また、応急仮設住宅に居住する高齢者や障害のある人などの相談や生活支援など、震災による要援護者の生活安定のため、平成7年8月1日付で6名、同年12月1日付で15名、合計21名を増員し、総数613名の体制により、行政機関との連携を保ちつつ、被災住民の見守り活動や支援活動を行った。

さらに、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居や西宮浜マリナパークシティのまちびらきなどに対応するため、平成10年12月1日付で44名を増員し、災害公営住宅における高齢者や障害のある人などへの見守りや友愛訪問などの支援活動の充実を図った。

今後は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握を行うほか、民生委員・児童委員を中心に、災害時や緊急時のそれぞれの場合に応じた地域での安心（見守り）ネットワークづくりを推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、消防・防災など関係機関との情報連携に取り組む。

(5) 生活復興相談員事業

応急仮設住宅等から災害公営住宅等へ移転した被災者を支援するために、兵庫県が制度化した「生活支援マネジメントシステム」の一環として、平成9年11月より生活復興相談員による訪問活動を展開した。災害公営住宅等を個別訪問することにより、被災者の生活再建のための具体的な相談や生活支援のための情報提供、関係機関等との連絡調整などを行っている。

(6) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）における生活援助員派遣事業

災害公営住宅のうち市営住宅 168 戸、県営住宅 128 戸については、福祉と住宅担当部門が連携し、緊急通報システムや安否確認システムを組み込んだ高齢者世話付き住宅として整備を行い、生活援助員を派遣し、生活指導・相談や緊急時の対応を行っている。

また、入居者同士や近隣住民との交流などを通じ、仲間づくりや生きがいを持って安心して生活できるように、平成 9 年 4 月から生活援助員が地域の老人クラブやボランティアの協力を得て、各種生きがい交流事業を実施している。

生活援助員派遣一覧

住 宅 名	シルバーハウジング戸数	生活援助員	開 所 日
市営樋ノ口町 2 丁目	18 戸	1 名	H 8. 10
県営樋ノ口町 2 丁目	12		9. 10
市営西宮浜 4 丁目	60	1	10. 4
県営西宮浜 4 丁目	116	2	10. 4
市営高須町	60	1	10. 4
公団高須町	30	1	10. 4
計	296 戸	6 名	

(7) 高齢者等配食サービス事業の実施

平成 9 年 1 月より 2 地区（鳴尾・甲東）で、援護を要する高齢者などを対象に、社会福祉協議会に委託して地域の協力を得て高齢者などの見守り活動もあわせて、週 2 回の配食サービス（昼食）をモデル実施した。平成 10 年 9 月からは 2 地区（浜脇・春風）を追加してモデル地区を拡大した。

平成 12 年度下半期からは、生活援助型食事サービスとして、民間事業者を活用して週 5 回の配食サービス（昼食）を全市で実施している。

2-2 在宅福祉サービスおよび施設サービスの充実

震災による要援護者の増大と在宅介護を必要とする人々のニーズに対応するため、ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスの 3 本柱を中心とした在宅福祉サービスの拡充・強化を図るとともに、特別養護老人ホームなどの整備促進に努めている。

事業名称	年度	H6	H11
ホームヘルプサービス		42,942 回/年	136,654 回/年
デイサービス		13,067 回/年	52,919 回/年
ショートステイ		14,171 日/年	22,512 日/年
事業名称	年度	H6	H11
老人訪問看護		4,519 回/年	44,470 回/年
特別養護老人ホーム		302 床	692 床
老人保健施設		246 床	654 床
在宅介護支援センター		2 カ所	9 カ所
ケアハウス		0 床	65 床
訪問看護ステーション		1 カ所	14 カ所

(1) デイサービスセンター等の整備

・高須デイサービスセンター等整備事業（平成8～9年度） 高須町1丁目において、老人デイサービスセンターB型と図書館分室を複合整備し、平成10年4月に開所した。
・今津南デイサービスセンター等整備事業（平成10年度） 今津巽町において、老人デイサービスセンターB型と地域集会施設を複合整備し、平成11年4月に開所した。
・芦原デイサービスセンター整備事業（平成11～12年度） 芦原町において、老人デイサービスセンターB型と身体障害者デイサービスセンターを整備し、平成12年10月に開所した。

(2) 特別養護老人ホーム等の整備

・老人保健施設整備事業（平成6～8年度） 林田町中央病院職員宿舎跡地に市立老人保健施設、在宅介護支援センター、病院職員宿舎等を複合整備した。平成8年8月末完成予定であったが、震災により大幅な工期の遅れを生じ、平成9年5月に開所となった。
・特別養護老人ホームにしのみや聖徳園等建設補助事業 段上町6丁目において社会福祉法人聖徳園が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成8年10月に開所した。
・特別養護老人ホーム西宮恵泉等建設補助事業 西宮浜3丁目において社会福祉法人明石恵泉福祉会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センター、ケアハウスの複合整備に対し、所定の建設費補助を実施した。平成10年4月に開所した。
・特別養護老人ホームにしのみや苑等建設補助事業 甲山町において社会福祉法人甲山福祉センターが整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターE型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成11年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム名塩さくら苑等建設補助事業 名塩さくら台において社会福祉法人慈仁会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成12年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム（仮称）シルバーコースト甲子園等建設補助 枝川町東甲子園小学校跡地において社会福祉法人円勝会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施する予定。平成13年4月に開所予定。

2-3 メンタルケアの実施

こころのケアセンターを平成7年6月に西宮保健所に仮開設し、平成7年9月12日に戸崎町に移転開設して、精神科医や心理相談員の電話や面接による相談の他、保健師が応急仮設住宅等への巡回訪問を行った。（平成7年度から平成11年度までの阪神・淡路大震災復興基金事業）

県事業「西宮こころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終了したが、本市が保健所設置市として精神保健福祉業務を実施するにあたり、当事業の重要性からも西宮こころのケアセンターを継承し、精神保健の予防・普及啓発事業として、こころのケア相談を実施している。

西宮こころのケアセンターで実施するこころのケア相談事業は、西宮心の健康協会に委託し、精神的な悩みやストレスを持つ市民の訴えを臨床心理士や精神科医師が電話や面接により相談に応じている。

こころのケアセンター相談内容

(単位：件)

内容	年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
経済・仕事・住宅問題		16	45	27	29	20	12	10	4	23
家族問題（意見・行動の相違等）		71	255	247	149	79	131	184	271	199
家族問題（病気・介護等）		30	56	69	52	61	211	186	176	182
身体症状		17	59	53	80	49	7	22	8	16
精神症状		247	510	454	393	248	581	563	694	817
対人関係		50	62	100	108	77	84	109	81	161
その他		59	90	100	181	79	146	111	122	139
計		490	1,077	1,050	992	613	1,172	1,185	1,356	1,537

2-4 健康の保持、増進

(1) 救護所及び仮設診療所の設置

避難所に104か所の救護所を設置し、救援の医療チームを中心に1,121班を編成し、最高時45,000人の被災者の救護にあたった。また、大規模な応急仮設住宅団地の内、近隣に医療機関が不足している西宮浜地区と東山台地区に医師会と会員医療機関の協力を得て、仮設診療所を開設した。(県事業)

医師会は、医療機関の早期診療再開を呼びかけ、1月21日には54%が開業した。また、市民に対して開業医療機関の情報提供を継続的に行った。

(2) 西宮市応急診療所の移転拡充

西宮市立休日応急診療所(戸崎町)の診療業務を平日準夜に拡充するため、平成8年4月に池田町に移転、名称も「西宮市応急診療所」に変更した。平日準夜は平成8年10月から診療を開始し、管理運営などを医師会と薬剤師会に委託している。

(3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援

①西宮ふれあいネットワーク会議(事務局：社会福祉協議会)を、福祉、保健、医療、警察、消防等の関係者により設置し、被災者の健康・生活の支援体制の整備に努めた。

②被災にかかる家庭訪問・健康相談・健康教育活動

市と県西宮保健所の保健婦により、精神障害者、難病患者、未熟児、自己の健康管理ができない人々を中心に、訪問活動やふれあいセンターを使用しての健康相談事業を実施した。

平成9年度より、健康アドバイザーを配置し、見守りを必要とする家庭の訪問活動を展開し、さらに、復興住宅の集会所等において医療相談・健康相談を実施している。

また、平成13年9月より、兵庫県看護協会が災害復興公営住宅で健康相談「まちの保健室」事業を開始している。

ふれあいセンター健康相談

(単位：人)

年度	瓦林	枝川	名塩	鳴尾浜	西宮浜	河原町	高須町	河添町	芦原地区	能登	合計
H7	16	134	20	100	9	38	8				325
H8	36	119	43	102	78	70	121	48	15	29	661
H9	120	163	48	77	108	119	125	67	16	52	895
H10	27	82			20						129
H11											0
H12											0
H13											0
H14											0
H15											0

公営住宅等への医療相談・健康相談

(単位：人)

年度	岡田山	小松北町	樋ノ口	県営西宮浜	市営西宮浜	市営高須	市営甲子園口6丁目	合計
H10	114	61	58	69	66	156		524
H11				27	19	51	128	225
H12							95	95
H13							77	77
H14							111	111
H15							122	122

健康アドバイザーの訪問活動 [平成9年9月～平成11年3月]

(単位：日/人)

年度	訪問延べ日数	訪問延べ人数
H9	558	4,773
H10	1,146	9,173
計	1,704	13,946

③被災者のための健診事業等

応急仮設住宅などで生活する市民を対象に、疾病の早期発見、治療、予防、健康回復を図るため、ふれあいセンター等で巡回検診を実施し、併せてその結果説明会を実施した。

応急仮設住宅および避難所への巡回訪問状況 (単位：回)

年度	避難所	市内仮設住宅	市外仮設住宅	合計
H7	3,782	12,457	1,668	17,907
8	—	7,969	2,690	10,659
9	—	5,940	1,604	7,544
10	—	313	5	318
11	—	58	0	58

受診・相談人数

(単位：人)

年度	基本検診	胃がん検診	肺がん検診	結核検診	健康相談	合計
H7	1,033	105	140	79	101	1,458
8	102	320	109	0	176	707
9	195	155	199	0	366	915
10	144	72	149	13	94	472

(4) 介護保険

平成12年4月1日の介護保険制度の開始に向けて、組織の設置、各種条例の指定、準備要介護認定等を行い、制度開始以降、保険料徴収時期の先送りなど円滑な制度導入のための措置、サービス利用を促進するための措置や低所得者対策など、部分的な修正を加えながら運営を行った。

経緯

年月日	事項
H9.10.1	「介護保険担当課長」を設置
H10.4.1	「介護保険担当部長」を設置
H11.4.1	「介護保険課」及び「介護認定課」を設置
10.1	準備要介護認定業務を開始

年月日	事項
H12. 3	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
H12. 4. 1	西宮市介護保険条例及び施行規則施行 (H12年度～14年度における保険料率設定)
10. 1	介護保険料の徴収開始 (H13年9月まで保険料半額徴収)
H13. 10. 1	生活困難者に対する介護保険料減免開始 (H13年10月から保険料満額徴収)
H15. 3	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画改定
H15. 3. 25	西宮市介護保険条例改正 (H15年度～17年度における保険料率設定(保険料率据え置き))

準備要介護認定の状況 (単位:件)

要介護状態区分	認定件数	
要支援	2,671	※平成16年3月末現在
要介護1	2,875	
要介護2	1,624	
要介護3	1,220	
要介護4	1,033	
要介護5	1,189	
合計	10,612	

介護保険特別会計

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H12	9,392,415	2,067,522	1,041,255	0	4,775,794	1,507,844
H13	12,515,959	2,705,723	1,386,388	0	6,562,060	1,861,788
H14	13,546,182	2,920,198	1,574,959	0	6,995,118	2,055,907
H15	14,517,482	3,437,701	1,732,086	0	7,107,788	2,239,907
計	49,972,038	11,131,144	5,734,688	0	25,440,760	7,665,446

2-5 災害時の救急医療体制の強化

災害時における広域的な救急医療体制の強化を図るため、県内の自治体病院相互の応援協力体制として平成8年1月に「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」を締結、市消防局との専用電話回線の設置など情報通信体制の整備を行うとともに、市立中央病院では、災害時のバックアップ機能の整備として、平成8年度事業で復旧の早い中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置し、救急医療機能の充実を図った。

今後の対応としては、震災当時、ガス、水道、電気等のライフラインの途絶により、適切な救急治療やレントゲン撮影、検査等の医療活動が十分にできず、手術を要する重篤患者を大阪方面の病院に転送するなど病院機能が十分果たせなかったことから、病院独自のライフラインの確保や、耐震、耐火性を有する手術室などの医療設備の整備を進めていく。

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	2,954			2,900		54
計	2,954	0	0	2,900	0	54

2-6 保健所の開設と保健センターの整備

(1) 西宮市保健所

平成6年に制定された「地域保健法」の主旨を踏まえ、平成6年8月に「西宮市地域保健対策検討委員会」を設置して、本市の実情にあった新しい地域保健・福祉対策の総合的な推進について検討した結果、西宮市が保健所の実施主体となって、地域保健における対人・対物サービスを積極的に展開することが復興に向かう市民の健康づくりと福祉の増進を図ることにつながり、21世紀のまちづくりにおいても大きな役割を果たすことになるとの考えに至った。

この考え方を基に、平成8年3月市議会で保健所政令市移行年次は平成12年4月を目標に県・市で協議を進めると表明し、平成10年4月に保健所設置担当課長を設置し、保健所政令市指定に向けて具体的な取り組みを進めた。平成11年4月に保健所設置準備室へと組織の拡充を行い、平成11年6月には12年4月より西宮市を保健所設置市とする内容の地域保健法施行令一部改正政令が公布された。平成11年12月市議会で西宮市保健所設置条例等関係条例の制定、12年3月市議会で西宮市食品衛生法の施行に関する条例等関係条例の制定を経て、平成12年4月1日保健所設置市へ移行し西宮市保健所を開設した。

開設に際しては、母子保健事業や老人保健事業などの担当課を統合し、対人保健組織を一元化したほか、「心のケア」を含めた健康づくりを推進するため、県の「西宮こころのケアセンター」事業を継承し、精神保健施策を重要課題と位置づけて充実強化を図っている。

(2) 地域保健福祉センターの整備

市民が身近なところで健康診査などの保健サービスや保健・福祉にかかる総合相談を受けられるよう、地域の状況を勘案しながら計画的に保健福祉センターの整備を進める。平成13年度に、阪急西宮北口駅北東地区の再開発ビル「ACTA西宮」内に、北口保健福祉センターを開設した。

地域健康福祉センターの整備事業費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H13	51,338	502				50,836
H14	29,082					29,082
H15	29,082					29,082
計	109,502	502	0	0	0	109,000

3節 防災の体制づくり

1. 防災体制の確立

1-1 地域防災計画の見直しと災害の規模に対応した地域防災体制の確立

阪神・淡路大震災以前の本市における地域防災計画は、「昭和36年6月豪雨」及び「第2室戸台風」など風水害を想定した計画であった。

平成7年度に、阪神・淡路大震災を教訓として「西宮市地域防災計画」の全面的な見直しを行い、地震についても被害想定して、新たに「地震災害対策編」と「風水害等対策編」を策定し、平成11年度には「海上災害対策編」を、平成15年には「原子力災害対策編」を策定した。

また、地震が発生した場合に迅速かつ確な対応を行うことができるように『職員行動マニュアル』（地震発生から24時間）を作成するとともに、「地震発生時のとるべき行動」の周知徹底と人命優先の観点から災害対策本部の組織を見直し、人命救助隊を設け、人命救助隊に所属する職員に対し、人命救助研修を実施している。

1-2 他市等と連携した広域的な防災体制の確立

今回の震災において、市独自の対応には限界があった。このため災害時に相互援助を実施することを目的として、阪神7市1町における「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」の他に、三木市や吉川町などを含む7市2町の間で「災害時における相互応援協定」を締結している。

また、災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と「緊急時における生活物資の確保に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品の確保を図ることとしており、現在6社と協定を締結している。

その他提携している協定

・消防協力隊の災害応急活動に関する協定 事業所の自衛消防隊が保有する資機材等を活用して消火・救急・救助活動を行う。
・災害時における放送要請に関する協定 緊急を要する場合でかつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときに放送を行う。
・災害情報等に関する放送の実施に関する協定書 災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、西宮市地域防災計画に基づき、放送設備を使用して行う災害情報等に関する放送を実施する。
・兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力する。
・緊急時における仮設トイレの確保に関する協定 災害に際し、避難所等で必要とされる仮設トイレの確保を図ることを目的とする。

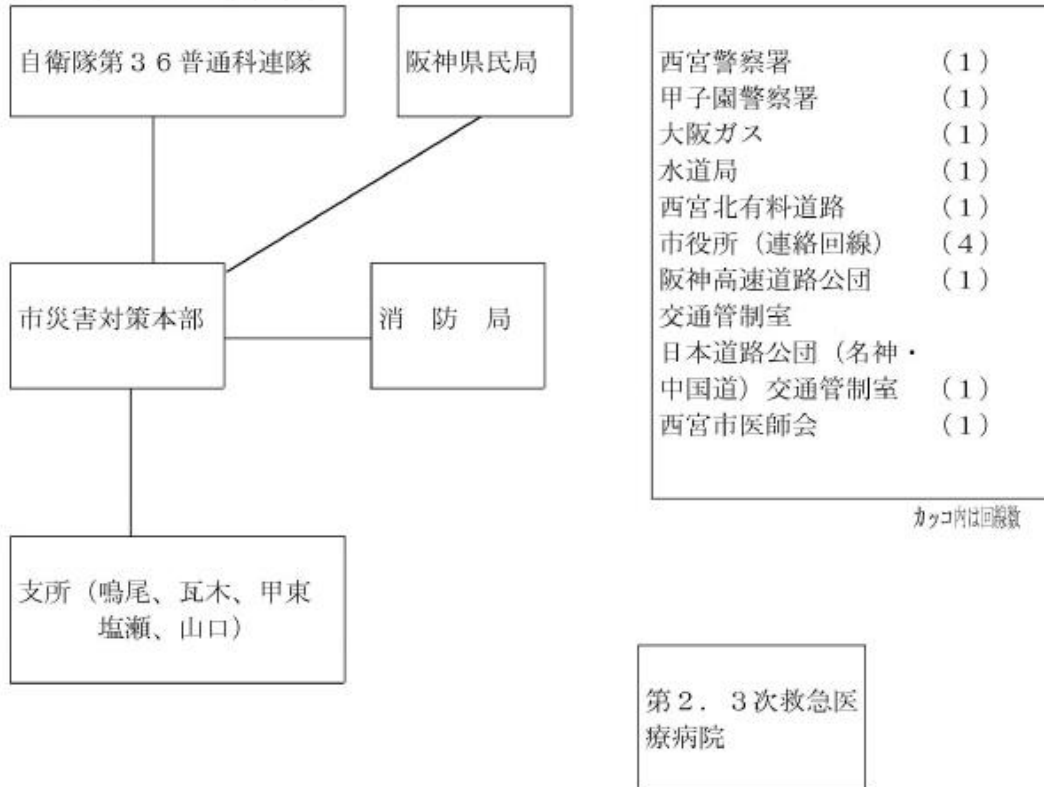
1-3 情報通信機能の強化

速やかな情報入手と的確な対応を行うため、災害対策本部室に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、気象情報システム（MICOS）及び新河川流域総合情報システム（FRICS）端末機器を設置するとともに、六湛寺再開発ビル屋上に設置の高所監視カメラから映像を取り込み、被害状況の早期把握を可能にした。

また、災害時に情報通信が途絶した場合において、災害応急活動、救助・復旧活動を迅速に行うため、自衛隊や救急医療病院などの関係諸機関との間に専用電話回線（防災ホットライン）を設置し情

報通信機能の強化を図った。さらに、気象庁や市の震度計から直接地震情報を収集するなど観測体制の強化を図っている。

防災ホットライン設置状況



整備費及び回線使用料

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	753					753
H 8	1,641					1,641
H 9	73,061	23,029		41,400		8,632
H10	1,750					1,750
H11	1,729					1,729
H12	1,385					1,385
H13	1,020					1,020
H14	1,020					1,020
H15	1,020					1,020
計	83,379	23,029	0	41,400	0	18,950

1-4. 観測体制の強化

気象庁の計測震度計（宮前町＝浜脇中学校に設置）に加え、北部地域の震度を計測するため、平成8年度に北消防署（名塩新町）に計測震度計を設置し、観測体制を強化した。

また、平成10年度には北消防署の計測震度計と気象庁を結ぶことにより（兵庫県の災害対応システムを経由）震度の公表ができるようになった。

震度計整備費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	3,156			2,800		356
H 9						0
H10	1,932					1,932
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	5,088	0	0	2,800	0	2,288

2 消防力の充実・強化

2-1 消防水利の復旧

被災した消防水利は復旧を完了した。

また、教訓から指定消防水利制度を発足させ、私設防火水槽の管理を徹底した。

年度	防火水槽の補修	消火栓移設	消火栓修理	水利標識の立替、新設
H6	8基			
H7	35基	18基	17基	58基
H8	7基			22基

消防水利復旧費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	947					947
H 7	34,236			13,200		21,036
H 8	5,607					5,607
計	40,790	0	0	13,200	0	27,590

2-2 消防施設等の復旧

被災した消防施設等は復旧を完了した。

	施設等の名称	被害箇所	年度	復旧内容
消防局施設等	消防局、西宮消防署 整備センター	望楼、排水管、壁体	H6	望楼の撤去
			H7	排水管、壁体補修
	整備センター、鳴尾消防署 瓦木消防署、北消防署 北夙川分署、甲東分署	屋根、壁体、玄関、鉄扉、 訓練塔、マンホール、 花壇		
	車両	屋根、キャリア		

施設等の名称		被害箇所	年度	復旧内容
消防 団 車 庫	段上分団、越木岩分団 芦原分団	出入口、シャッター	6	補修を完了
	上大市分団	全壊		仮設車庫を設置
	高木分団	詰所	7	改築完了
	夙川分団、船坂分団 鳴尾北分団、門戸分団 建石分団、用海分団 段上分団	屋根、壁体、便所、基礎、 樋、石垣、電気設備		仮設詰所を設置
	瓦木分団	名神高速補修で一時移転		移転改築完了
	建石分団、高木分団		10	区画整理で移転

消防施設復旧費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 6	33,667			2,800		30,867
H 7	60,386	7,648		51,300		1,438
H 8	32,647				32,647	0
H 9						0
H10	36,231			7,900	24,510	3,821
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	162,931	7,648	0	62,000	57,157	36,126

2-3 震災対応車両、資器材の整備

(1) 震災対応車両の整備

非常招集で参集した職員の機動力と的確な災害対応を図るため、小型動力ポンプ付積載車 10 台、救援車 4 台を平成 7 年度に導入配備した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	82,379	8,260		73,300		819
計	82,379	8,260	0	73,300	0	819

(2) 高度救助用資器材の整備

震災を教訓に結成された緊急消防援助隊が、より効率的に人命救助活動を行うため、高度救助用資器材として平成 8 年度に画像探索機 I 型、II 型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置の 5 品目を配備した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 8	11,793			11,700		93
計	11,793	0	0	11,700	0	93

(3) 消防団防災資器材の整備

震災時、救出救助用資器材が不足したため、平成7年度から4年計画で必要な資器材を総ての33消防分団に配置した。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	4,330	1,372		1,100		1,858
H 8	4,338	1,442		1,100		1,796
H 9	5,666	1,881	936	900		1,949
H10	6,374	0	3,180	1,000		2,194
計	20,708	4,695	4,116	4,100	0	7,797

2-4 震災対応車両、資器材の整備(1)～(3)の合計表

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	86,708	9,632		74,400		2,676
H 8	16,131	1,442		12,800	936	953
H 9	5,666	1,881	936	900		1,949
H10	6,374		3,180	1,000		2,194
計	114,879	12,955	4,116	89,100	936	7,772

2-5 消防緊急情報システムの導入

119番通報の受付から予告指令による出動時間の短縮、災害現場直近隊の自動編成、出動隊への的確な支援情報等を図るため、コンピュータ化した消防緊急情報システムを導入し、平成9年4月1日から運用開始した。

また、消防分団の迅速な出動を図るため、火災現場直近3分団の選定、関係者への火災発生連絡、車庫のサイレン吹鳴等を自動的に行う消防団緊急伝達システムも同時に運用開始した。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	543					543
H 8	913,602	81,834		826,300		5,468
計	914,145	81,834	0	826,300	0	6,011

2-6 通信施設の整備

(1) 全国共通波の整備

全国規模の広域応援体制となった阪神・淡路大震災での部隊運用は、無線交信が輻輳し統制に大きな障害となったため、この対策として全国共通波が1波から3波に増波されたことを受け、平成8年度に消防局が保有する総ての移動無線局に全国共通波2・3を装備した。

(2) 医療機関との通信体制の整備

多数の負傷者が発生した震災では、電話回線が不通となり医療機関への患者の收容依頼にも困難を極める事態であったため、平成8年度に消防局と市内の2次、3次病院群(17医療機関)との間を専用線で結び連絡通信網を整備した。

(3) 前進無線基地局の整備

大災害時の包括的無線統制を図るため、平成9年度、北消防署及び山口消防分署の前進基地局に全国共通波1を増設し、市北部地域の無線通信網を強化した。

(4) 移動無線局の整備

震災時、非常招集職員で編成した消防隊の移動無線局が不足したため、平成8年度から3カ年計画で携帯無線機33台を配備した。

(5) 消防団車両への無線局の整備

消防団車両は受令機のみでの配備であり、震災時、被害及び活動状況の報告、応援要請等の無線通信が出来ず、消防活動に支障があったため、平成8年度に総ての消防団車両39台に移動無線局(第2市波)を積載した。

通信施設の整備(1)～(5)の合計表

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	6,251					6,251
H9	11,922			7,700		4,222
H10	3,583			3,200		383
計	21,756	0	0	10,900	0	10,856

2-7 耐震性防火水槽の整備

震災の教訓と災害に強いまちづくりを図るため、市内を一辺368mの正方形に区画し、各区画内に消火栓以外の消防水利として、100立方メートル級耐震性防火水槽を年次計画で整備し、平成15年度末現在、1区画を残している。

平成15年度末現在、市内の防火水槽は、公設458基、私設912基の計1,370基設置されている。

100立方メートル級耐震性防火水槽の整備状況

年度	設置数	設置場所
H7	3基	照寂公園、松ヶ本公園、今津中学校(飲料水兼用型)
8	1基	殿山町セレナ夙川
9	1基	山口支所前広場(飲料水兼用型)
10	2基	青葉台第1公園、武庫開公園
11	1基	松生公園

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	98,880	38,416		52,300		8,164
H8	14,729	6,450		8,200		79
H9	66,035	16,221		43,700		6,114
H10	33,317	13,150		17,400		2,767
H11	16,275	6,575		8,700		1,000
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	229,236	80,812	0	130,300	0	18,124

2-8 西宮浜消防出張所の開庁

復興住宅等の建設による西宮浜地区の消防体制に対処するため、平成11年12月に西宮浜消防出張所を開庁し、消防車両3台(タンク車、高規格救急車、査察広報車)を配置した。

庁舎建設

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H10	117,430			76,700		40,730
H11	344,308			242,400		101,908
計	461,738	0	0	319,100	0	142,638

消防車両

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9						0
H10						0
H11	59,258	10,028		39,700		9,530
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	59,258	10,028	0	39,700	0	9,530

3. 安全、防災意識の高揚

3-1 震災記録の作成

本市の復興事業や防災対策の基礎資料として活用するため、平成8年11月に「1995.1.17 阪神・淡路大震災 西宮の記録 (A4版 496頁)」、平成10年12月に「復興3ヵ年 西宮の記録 (A4版 152頁)」、平成13年4月に「震災復興6年の総括 (A4版 252頁)」を刊行した。

「1995.1.17 阪神・淡路大震災 西宮の記録」では、地震の発生、被害状況、応急対策、復旧活動、復興への取り組みなど、震災後概ね1年間の行政活動を中心に取りまとめ、市内公共施設・学校園、国・県・関係機関、応援自治体などに配布した。

また、震災後5年を経過した時点で、復興事業の集大成として、「震災復興6年の総括」に編集に着手した。この冊誌は、震災で得た貴重な教訓や提言を情報発信し、後世に伝えることを目的としており、震災復興計画の章立てに基づき本市が実施した事業を中心に整理したものである。刊行に当たり、市民や報道機関からの提言、意見をいただいている。平成10年に刊行した「復興3ヵ年 西宮の記録」はその中間報告という位置づけである。

映像記録としては、6作のビデオを制作したほか、3誌のグラフ誌を発行し、被災状況や復興に向けての足取りなどを市民に向けて紹介している。

区 分	名 称	年 月 日	発行部数
ビデオ	西宮市の災害記録	平成 7年 4月	—
	よみがえれふるさと西宮	平成 8年 3月	—
	復興は今… 震災3年目を迎えて	平成 9年 3月	—
	この記憶を永遠に… 西宮市犠牲者追悼之碑建立	平成 10年 1月	—
	この日を原点として～震災4年目の1.17	平成 11年 1月	—
	震災五周年～この節目をこえて	平成 12年 1月	—
グラフ誌	復興に向けて… 阪神・淡路大震災の記録	平成 7年 9月	25,000
	復興に向けてⅡ… 阪神・淡路大震災から2年	平成 9年 3月	20,000
	復興に向けてⅢ… 阪神・淡路大震災から3年の歩み	平成 10年 12月	5,000
	西宮現代史第二巻	平成 14年 3月	2,000

3-2 防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚を図るため、市民参加による総合防災訓練や土砂災害を想定した地域の訓練、関係機関との連携と職員の初動体制の確立を目的とした震災対策訓練を行っている。

また、防災講演会やパンフレット「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配付、土砂災害危険予想箇所図の配付などによって防災意識の高揚を図っている。

年度	実施事業
H7	震災対策訓練（H8.1.17 水防、地震、大規模火災を想定） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 46 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配付 1 回
8	総合防災訓練（H8.8.25 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H9.1.16 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 83 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 わがまちわが家の防災マニュアル全戸配付、土のう袋配付 1 回
9	総合防災訓練（H9.6.3 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H10.1.16 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 86 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練・講演会 1 回、土のう袋配付 1 回
10	総合防災訓練（H10.6.5 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H11.1.19 抜き打ち訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 107 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練・講演会 1 回、土のう袋配付 1 回
11	総合防災訓練（H11.6.4 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H12.1.17 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 101 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練 1 回、土のう袋配付 1 回
12	合同防災訓練（H12.9 実施） 総合防災訓練（H12.11 実施） 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 98 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 1 回、土のう袋配付 1 回
13	総合防災訓練（H13.10.26 実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 96 回 市政ニュース掲載 1 回、土のう袋配布（年間配布）
14	総合防災訓練（H14.10.30 実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 109 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配布（年間配布）

年度	実 施 事 業
15	総合防災訓練 (H15.10.24 実施) 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 152 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配布 (年間配布)

3-3 自主防災組織や自衛消防隊の育成、強化

(1) 自主防災組織の育成、強化

災害時、地域住民の自主的な防災活動が重要な役割を果たすため、市内全域での自主防災組織の結成を促進している。また、結成された自主防災組織に防災資機材を寄託するとともに、研修や訓練等を実施して、自主防災体制の強化を図っている。

これまで、自主防災の体制づくりを図るため、自主防災の必要性、活動内容の浸透に広く努め、結成率の向上を強く促進するとともに、自主活動の実施を指導してきた。

今後、結成された組織に自主活動の推進を図り、未結成地域の自治会等には結成を促す事業を実施していく。

自主防災組織の結成状況

年 度	防災会	自治会	世帯数	結成世帯率
震 災 前	31	110	36,941	22.8%
H 8.4.1	42	120	46,958	31.1%
H 9.4.1	50	134	62,827	39.7%
H10.4.1	74	188	98,910	62.5%
H11.4.1	100	245	119,874	70.8%
H12.4.1	109	254	127,465	73.4%
H13.4.1	118	265	132,558	74.7%
H14.4.1	136	283	144,328	79.4%
H15.4.1	141	288	150,548	81.4%
H16.4.1	144	291	153,498	81.7%
H16.9.1	148	297	155,677	82.9%

自主防災組織活動状況 (平成 15 年度)

種 別	組織数	参加人員	回 数
防 災 訓 練	203	7,496	152
防災知識の啓発	276	3,036	64
防災資機材点検等	207	5,082	213
計	686	15,614	429

防災資機材整備費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	4,758	1,584		1,700		1,474
H 8	5,273	1,756		1,000		2,517
H 9	12,992	1,023	2,815	700	3,056	5,398
H10	8,114		4,043			4,071
H11	8,223		4,094			4,129
H12	7,898		3,949			3,949
H13	7,232		3,606			3,626
H14	3,886		1,200			2,686
H15	3,738		1,200			2,538
計	62,114	4,363	20,907	3,400	3,056	30,388

(2) 西宮市消防協力隊の結成、強化

自衛消防隊を有する事業所の付近で災害が発生した場合、事業所が自ら保有する資機材を活用して消火、救急、救助の活動を行ない被害の軽減を図るため、西宮市消防協力隊を結成し、訓練等の実施により体制強化を図った。

平成8年度に10事業所、平成9年度に7事業所と調印した。平成10年度に移転のため1事業所が減少し、現在16事業所と協定している。

3-4 防災教育の推進

大震災時に高まった防災意識が希薄になっている状況を踏まえ、平成12年度よりNPO法人日本災害救援ボランティアネットワークとの協働事業として、市民防災意識啓発と災害ボランティア活動の普及事業を行っている。

同事業では、一般市民向けに防災講座やボランティア活動推進講座などを行う一方、子どもを対象に災害シミュレーションの体験や屋外活動を通じての防災知識を習得することにより、実践的な防災につながる行動力を身につけてもらうことを目的としている。

兵庫県教育委員会発行の防災教育副読本「明日に生きる」を活用して、小・中学校では防災教育を実施している。また、独自の防災教育の年間指導計画を立案し取り組んでいる学校も数多く見られる。総合的な学習の時間を活用し、地域のハザードマップ作りに取り組んだり、震災から学んだ生命の大切さを劇化したりするなど特徴的な実践も見られる。

平成13年度から3年間、文部科学省指定健康教育総合推進モデル事業として、越木岩地区を中核とした各小・中学校で「地域社会と連携した防災教育の推進」の研究実践に取り組んだ。その研究成果を市内各学校に広めた。

平成7年度以降、震災の経験を今後に生かすことを目的に、各公民館で公民館活動推進委員会主催の防災関係講座を継続して開催している。